

第1回理事会議事録



平成23年10月17日



公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第1回理事会議事録

1. 招集年月日 平成23年10月17日（月）
2. 開催場所 「日本環境センター東京談話室」
東京都港区虎ノ門1-5-8オフィス虎ノ門1ビル9階
3. 開催日時 平成23年10月17日（月） 午後1時00分
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
（出席者）多田 宏、小林 悅夫、鎌田 ケイ子、鶴 精三
（監事出席）金田 充男、高橋 忠夫

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

はじめに、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、公益財団法人移行後の初めての理事会であるため、以下の順に自己紹介を行った。

（小林業務執行理事（以下「常務理事」という。）→鎌田理事→鶴理事→金田監事→高橋監事）

続いて事務局から、公益財団法人への移行経過について説明し、その後、定款第37条に基づき理事長である多田氏が議長となり、議案の審議に入った。

7. 議事の経過、要領及び議案議決の結果

◎ 議案

（1）第1号議案

「諸規程の制定及び役員等の名簿」の件 ※報告事項含む。

（2）第2号議案

「常勤理事の報酬及び事務局長の任命」の件

（3）第3号議案

「顧問の選任及び報酬」の件

（4）第4号議案

「平成23年度事業計画書及び予算書」の件

（平成23年10月3日から平成24年3月31日）

(5) 第5号議案

「平成24年度日本財団助成金申請」の件

(6) 第6号議案

「募金目録見書」の件

(7) 第7号議案

「第一回評議員会の開催に伴う評議員の招集」の件

※ 議事録署名人

定款第45条の規定に基づき、以下の者とする。

(多田理事長、金田監事、高橋監事)

◎ 第1号議案 「諸規程の制定及び役員等の名簿」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 定款及び諸規則、並びに役員名簿については、旧体制の理事会及び評議員会において、公益財団法人への移行と同時に制定することとしたものであること。
- (2) そのうち、財団の目的・組織・活動・構成員・業務執行などについて定めた「定款」については、10月3日付け、法務局に対し移行登記手続きを行う際に提出し登記されたことから、本定款が新法人としての基本規則として確定されたものであること。(報告事項)
- (3) 同様に定款の附則において記載された理事4名、監事2名及び評議員9名については、登記日10月3日から新法人の役員として就任された確定した内容であること。(報告事項)
- (4) また、定款の附則において記載された「代表理事 多田宏」及び「業務執行理事 小林悦夫」については、登記日10月3日からそれぞれ両氏が代表理事、また、業務執行理事として就任された確定した内容であること。(報告事項)
- (5) 諸規程については、旧体制にて公益財団法人に移行と同時に適用することとしたものであり、旧体制にて決定されたそれぞれの規程の内容について了解いただきたいこと。また、今後、変更等を加える点があれば、必要に応じ、次回以降の理事会にて議案として取り上げたいこと。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「常勤理事の報酬及び事務局長の任命」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第4条第2項の規定に基づく理事会決議事項である「常勤役員の報酬額」を次のとおり定めること。（報酬月額：10号 445,000円）
- (2) 「定款」第51条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団本部事務局長の任命について、次の者を事務局長とすること。（小林悦夫氏）

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

- ◎ 第3号議案 「常勤理事の報酬及び事務局長の任命」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。
「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の選任について、次のとおりとすること。

〔選 任：竹之下和雄
任 期：平成23年10月3日から平成24年3月31日
報酬月額：顧6号 200,000円〕

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

- ◎ 第4号議案 「平成23年度事業計画書及び予算書」の件
(平成23年10月3日から平成24年3月31日)

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後における新法人としての第1事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は、平成23年10月3日から平成24年3月31日迄となること。
- (2) 本来であれば事業年度は、4月1日から翌年の3月31日迄であるが、公益財団法人に移行したことにより、平成23年度の事業期間を公益財団法人に移行した平成23年10月3日を境に2つに区分され、上半期は、特例民法法人としての最終事業年度となり、下半期は、今般、第4号議案として添付した当該「事業計画書及び予算書」となること。
- (3) 議案のとおりの事業計画書及び予算書とすること。また、事業の遂行に必要な不足する収入を補うために、理事会決議事項である「事業安定化準備資産」の取り崩しを承認願いたいこと。（公益目的事業会計一共通2千万円、公益目的事業会計の扶養費関係事業3千万円）

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第5号議案 「平成24年度日本財団助成金申請」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1)「平成24年度中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業」については、日本財団の助成事業として実施すること。
- (2)事業に要する助成金として、日本財団に148万円の交付申請することとし、当該事業経費の総額及び負担額の内訳を、次のとおりとすること。

総額(5件分)	185万円
日本財団助成金申請額	148万円
自己資金	37万円

以上、第5号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第6号議案 「募金目論見書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「寄附金等取扱規程」第4条第1項の規定に基づく理事会決議事項である特定寄附金募集に関する「募金目論見書」を議案書のとおり「1. 中国養父母お見舞い訪中事業に関わる寄附金の募集」及び「2. 東日本大震災に被災された中国帰国者への義援金の募集」の2つとすること。

以上、第6号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第7号議案 「第1回評議員会の開催に伴う評議員の招集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」22条の規定に基づく理事会決議事項である「評議員の招集」について、下記議案を諮るため平成23年12月14日付、評議員を招集すること。

1. 「諸規程の制定」及び「役員等の名簿」の件 ※報告事項
2. 「平成23年度上半期分の事業報告書及び決算書の件
3. 「移行登記前日時点の財産目録」の件

以上、第7号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上をもって第1回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣言解散した。（閉会時間：午後14時25分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

平成23年10月17日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金援護基金

理 事 長 久 田 元
監 事 金 田 元
監 事 高 橋 忠